

宇治市排水設備指定工事業者指定申請（新規・継続）の手引

《指定の要件》

- (1) 京都府内に営業所を有していること。
- (2) 専属の責任技術者を有していること。（京都府下水道協会に責任技術者として登録した者をいう）
- (3) 工事を行うために必要な設備及び器材を有していること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ. 責任技術者としての登録を取り消され、当該登録を取り消された日から起算して2年を経過していない者
 - ウ. 第11条第2項の規定により指定工事業者としての指定を取り消され、当該指定を取り消された日から起算して2年を経過していない者
 - エ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - カ. 法人であつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

【宇治市排水設備指定工事業者規程第3条より抜粋】

《必要となる書類など》 ※ ○印が必要

	新規		変更 社名 個人→個人		変更 社名 法人→個人		変更 社名 個人→法人		変更 社名 法人→法人		変更 代表者		変更 営業所 所在地		変更 連絡先		変更 責任技術者		継続		
	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	
指定工事業者指定申請書(別記様式第1号)	○	○																		○	○
指定工事業者異動届(別記様式第6号)			○		○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
住民票	○	○																		○	○
経歴書	○	○								○	○									○	○
破産開始手続きの決定を受けていない証明(身分証明書)	○	○								○	○									○	○
法人	履歴事項全部証明書		○				○		○		○		○								○
	定款の写し		○																		○
営業所の写真	○	○										○	○							○	○
専属責任技術者名簿(別記様式第2号)	○	○																○	○	○	○
責任者技術者証の写し	○	○					○		○									○	○	○	○
雇用関係を証する書類	○	○																○	○	○	○
工事を行うために必要な設備及び器材を有していることを証する書類	○	○																		○	○
住宅地図の写し 付近見取図	○	○											○	○						○	○
営業所の平面図	○	○											○	○						○	○
指定工事業者証			○		○		○		○			○	○	○	○					○	○
新規手数料 ¥15,000	○	○																			
継続手数料 ¥10,000																				○	○

- 住民票・証明書・履歴事項全部証明書
- ① 取得した住民票、各種証明書については、発行から3か月以内のものを使用すること。
 - ② 複写した住民票、各種証明書のみでの提出は不受理、但し原本を持参のうえ当課で複写、または原本と複写の両方を持参して複写したものを受領することは可能。
 - ③ 住民票は住民登録地、身分証明書は本籍地、履歴事項全部証明書は法務局で取得、ただし外国籍を有する者にあつては身分証明書の代替となる「誓約書」を提出すること。
- 経歴書
- 宇治市所定の様式以外で、他市町村の様式または自作の様式での作成提出も可能。
- 定款の写し
- 写しで可。但し、公証人役場の押印のあるもの。近年、電子認証が増加の傾向にあることから、電子認証の写しでも可能（ただし、電子認証の場合においては原本証明を添付すること）。
- 責任技術者証の写し
- 代表者で、且つ協会登録番号が「KH」で始まる「みなし合格者」については登録申請市が宇治市にのみに限る。
- 雇用関係を証する書類（①から③のいずれか）
- ① 組合管掌健康保険または全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者証の写し（事業所名の記載のあるものに限る）
 - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書および労働保険料が納付されていることを証する書類の写し
 - ③ 源泉徴収票または従業員全員の賃金台帳および所得税が納付されていることを証する書類の写し
- その他
- ① 連絡先変更の申請の際、FAX番号のみが変更となる場合、申請の必要はありません。
 - ② 代表者変更の申請において、代表者が退職等により事業所から離職する場合には、責任技術者の異動の扱いとなりますので、専属責任技術者名簿の提出が必要となります。
 - ③ 債権者登録の内容変更については会計課で手続き願います。

申請書提出先：宇治市上下水道部 下水道管理課 普及係 (0774-22-3141代)